

令和8年第3回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和8年3月6日（金）午後1時30分から午後2時50分まで

2. 開催場所 城陽市役所本庁舎4階 第2会議室

3. 出席委員 （19人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （1人）

2番 中村 貴子

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 5号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第 7号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 6 報告 第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第 4号 農地法第5条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第 5号 農地法第5条第1項の規定による届出について（農地法施行規則第29条第1号）（専決）

日 程 第 9 報告 第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治

事務局 岡 正樹

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

事務局 奥田 大貴

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号2番中村 貴子委員より欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和8年第3回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いたします。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、13番中村 安秀委員、14番奥委員よろしくお願いたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p> <p>日程第3、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号2番から4番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号2番から4番については、同一譲受人のため取りまとめて説明します。</p> <p>受付番号2番について説明します。</p>

	<p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は埼玉県戸田市 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。</p> <p>受付番号3番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は兵庫県神戸市 ●● ●●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。</p> <p>受付番号4番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。</p> <p>譲受人は滋賀県大津市 ●● ●●です。 資料1に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。</p>
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	譲受人の●●さんは、寺田地区において農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	寺田地区において農地を適正に管理されているとのことですが、どのような状態ですか。
事 務 局	京都郵便局の南側において利用権設定で貸借により耕作されており、何回か更新もされており貸借農地は適正に管理されておられます。
●●委員	申請農地の北側にも同じような農地が4筆あったと思いますがどうなのか。
●●委員	3筆だけではなく、あとの4筆は売買もしくは貸借されないのですか。
事 務 局	今回の申請農地は今年度の遊休農地とした農地であり、委員方々はご存じであると思いますが、所有者からは耕作困難とのことで、農地バンクに登録され、譲受人も同様に農地バンクに登録されており、耕作面積の拡大のために売買に至ったものであり、自己資金の関係で今回の申請のみとなっております。 また、自分で耕作できる範囲以上については考えておられないので、貸借について、

会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	譲受人の●●●●●●●●●●は、青谷地区において農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。</p> <p>日程第4、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号1番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田、地目は畑、面積は529平方メートルです。 譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●です。 譲受人は京都市南区 ●●●●●●●●●●で主に解体工事業を営む会社です。 資料3に位置図等を添付しております。</p> <p>転用目的は露天資材置場及び露天駐車場 転用理由は自社の露天資材置場及び露天駐車場として利用するためです。 当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外です。 現況は畑、北側、西側、南側は畑、東側は道路です。 雨水は砕石仕上げの自然浸透にて排水されます。</p>

	<p>雨水は砕石仕上げの自然浸透にて排水されます。 汚水・生活雑排水は、発生しません。</p> <p>農政課からは周辺農地に影響がないようご配慮願います。 環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>文化・スポーツ推進課からは申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地水主神社東遺跡に該当します。掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。 との意見が付されております。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>報告いたします。事務局説明どおりであり、汚水・生活雑排水は、発生しないので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>受付番号3番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号3番について説明します。 土地の所在は城陽市久世、地目は畑、面積は418平方メートルです。 譲渡人は城陽市久世 ●●です。 譲受人は宇治田原町銘城台 ●●●●です。 資料5に位置図等を添付しております。</p> <p>転用目的は貸露天資材置場及び貸露天駐車場 転用理由は自身が経営する会社の貸露天資材置場と貸露天駐車場として利用するためです。 当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外です。</p>

	<p>現況は畑、北側、西側、南側は道路、東側は畑です。 雨水は砕石仕上げの自然浸透にて排水されます。 汚水・生活雑排水は、発生しません。</p> <p>農政課からは周辺農地に影響がないようご配慮願います。 管理課からは雨天時の砕石の流出については、迅速に対応願います。 環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 との意見が付されております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。申請地の耕作できる状態は確認したが、申請農地の隣接地において所有者が貸農園を個人間で貸借されておられていたもので、是正依頼をした。依頼後、貸借は解約され自らが耕作されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。</p>
事 務 局	<p>受付番号4番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号4番について説明します。 土地の所在は城陽市水主、地目は田、面積は1,543平方メートルです。 譲渡人は城陽市水主 ●● ●●です。 譲受人は宇治市広野町 ●● ●●です。 資料6に位置図等を添付しております。</p> <p>転用目的は露天資材置場です。 転用理由は自身が経営する建設会社の事業用資材置場として利用するためです。</p>

	<p>当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外です。 現況は田、北側及び西側は道路、東側及び南側は雑種地です。 雨水は砕石仕上げの自然浸透を基本とし、南側に設置する側溝と浸透柵にて排水されます。 汚水・生活雑排水は、発生しません。</p> <p>農政課からは周辺農地に影響がないようご配慮願います。 管理課からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路に関する工事を行う場合は、城陽市水路等管理条例第7条による協議をして下さい。 ・道路に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をして下さい。 <p>環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 文化・スポーツ推進課からは申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地水主神社遺跡に該当します。掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。 との意見が付されております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。事務局説明どおりであり、譲渡人の申請地は擁壁に囲まれ転用許可済の土地から雨水が流れて耕作困難もあり、申請については問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
●●委員	<p>転用理由書に手書き部分があるが、何か理由があるのですか。 また、担当委員から、申請にあたり雨水が流れて耕作困難との報告であるが、転用に際して防除策を講じることが条件になっていたと思いますが、今後、転用許可に際して検討していくうえで留意が必要と考えます。</p>
事 務 局	<p>手書き部分についてですが、譲受人の住所が間違っていたため、正しい住所の記入と、転用理由の追記記入のためです。</p>
会 長	<p>耕作困難との報告についてですが、現状では水稻を耕作されておりました。 しかしながら、転用地が擁壁で囲まれることで雨水が逃げにくくなり申請地に入ってきたと考えられます。転用申請の際には隣地所有者から同意の承認も取られておりますので、その際に十分な協議して頂いていると思いますが、近隣に迷惑をかけないように</p>

<p>会 長</p>	<p>転用許可の際には留意するようにしたいと考えます。</p> <p>他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。</p> <p>日程第5、議案第7号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号5番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>受付番号5番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市富野 ●● ●です。 借り手は八幡市戸津 ●● ●●です。</p>
<p>会 長</p>	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>借り手の●●さんは八幡市の認定農業者として農地を適正に耕作・管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号5番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>続いて、受付番号6番と7番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、当該案件は●●委員、●●委員、●●委員、そして私が法人の役員となってい</p>

	<p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号7番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。また、議事進行を会長に交代します。</p> <p>(関係委員入室、進行交代)</p>
会 長	受付番号8番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	<p>受付番号8番について説明します。</p> <p>本案件は令和5年4月1日から令和8年3月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市市辺 ●● ●●です。</p> <p>借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。</p>
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。借り手は認定農業者として、トマト、水稻を耕作されており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号8番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各</p>

<p>事務局</p>	<p>要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号9番と10番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号9番と10番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。</p> <p>受付番号9番について説明します。 本案件は令和3年4月1日から令和8年3月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市中 ●● ●●●です。</p> <p>受付番号10番について説明します。 本案件は令和5年4月1日から令和8年3月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市観音堂●● ●● ●●●です。 借り手は城陽市中 ●● ●●●です。</p>
<p>会長</p>	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>報告いたします。借り手は認定農業者で農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号9番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号10番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p>

	<p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
会 長	<p>受付番号11番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号11番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●です。 借り手は八幡市野尻 ●●●●●●●●●●です。</p>
会 長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>借り手の●●●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
●●委員	<p>借り手について、平川地区の農用地で作業請負なのか個人間での貸借なのかは確定できないのですが、農作業される際に周辺の農地に作業トラックを駐車され、駐車された農地の所有者からの苦情がありました。 このような苦情があることは地域調和要件が満たされないのかの疑義があると考えますので、駐車におけるルールや個人間での貸借であれば法的な貸借契約を結んでいくように指導を願いたい。</p>
会 長	<p>借り手について、以前に農地への水の入れ方の問題があり社長にも注意を行い、土地改良区へも訪問され水管理についての指導を受けられました。 駐車におけるルールや個人間での貸借であれば法的な貸借契約についての指導をしたいと考えます。 中間管理事業による貸借となっており、地域調和要件についての疑義について中間管理の判断を仰ぎたいと思いますが、城陽市管内において所有者が耕作困難となった農地の多くを担っていただいているので、地域に迷惑をかけないのであれば、ありがたいと感じておりますので、意見として賜りたい。</p>
●●委員	<p>中間管理の判断を仰ぎたいとの事ですが、貸し手から中間管理が受けて、中間管理が借り手を探して決めるのであれば、地元の意見はなるのですか。</p>
会 長	<p>●●委員が言われるように、本来は貸し手が中間管理に貸して、中間管理が適正な借</p>

	<p>り手を探して、マッチングの際には農業委員会に問い合わせられることになるのですが、現実的には相対契約と同様で既に貸し手、借り手が決まっている。</p>
●●現地 推進役	<p>現実的には、相対契約と同様に貸し手、借り手が決まったうえで、審議をして頂くこととなりますので、この場で地域調和要件として満たさないとのことで、委員会としての審議で否決することも出来ます。</p>
事務局	<p>●●現地推進役から中間管理に今回の意見を伝えて頂き、借り手へ指導を頂きたい。また、事務局としても事実確認を行い注意したいと考えます。</p>
会 長	<p>今後も、久御山町や八幡市から個人の方や法人が参入されると思われます。今回の借り手については今後、地域調和要件について問題があるようであれば承認することが難しくなることを伝えて頂きたい。</p> <p>また、個人間での貸借については、貸し手の意向もあり個人間での貸借をされている場合もあると思いますが法的な貸借契約として頂くように伝えて頂きたい。</p>
会 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号11番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号12番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号12番について説明します。</p> <p>本案件は令和6年11月1日から令和7年10月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市水主 ●● ●●です。</p> <p>借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。</p> <p>なお、借り手の経営面積が0になっている理由としては、貸し手の体調不良により、手続きに時間を要したため、期間満了を迎えたものです。</p>
会 長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>借り手の●●さんは、当該地において農地を適正に耕作・管理されており、適格性等</p>

	<p>について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号12番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願ひます。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号13番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号13番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市中 ●● ●●●です。 借り手は京都市下京区 ●● ●●●です。</p>
会 長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>借り手の●●さんは新規就農者であり、資料7のとおり就農理由書と営農計画書を提出されており、営農に必要な農機具も所有されていることから、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
●●委員	<p>就農理由書に住宅を購入してとの一文がありますが、意味および内容が解りにくいので、説明をお願いしたい。</p>
事 務 局	<p>購入した住宅の所有者の農地が隣接しており、新規就農で耕作していくのに便利であることから、貸借の申請になりました。</p>
会 長	<p>他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。</p>

事務局	<p>受付番号13番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>受付番号14番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号14番について説明します。 本案件は令和7年4月1日から令和8年3月31日で設定された利用権設定の再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は千葉県佐倉市 ●● ●●です。 借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。</p>
会長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。イチジク、トマト等の耕作されており、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p>
事務局	<p>受付番号14番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>日程第6、報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号1番から14番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は宇治市小倉町 ●● ●●です。</p>

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号3番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号4番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は和歌山県橋本市 ●● ●です。

受付番号5番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は宇治市宇治 ●● ●●です。

受付番号6番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は京都市東山区 ●● ●●です。

受付番号7番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は京都市東山区 ● ●●です。

受付番号8番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号9番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号10番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は城陽市平川 ●● ●●です。

受付番号11番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

	<p>相続人は城陽市平川 ●● ●●です。</p> <p>受付番号12番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は宇治市宇治 ●● ●●です。</p> <p>受付番号13番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は岡山県岡山市 ●● ●●です。</p> <p>受付番号14番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は京都市東山区 ●● ●●です。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。</p>
●●委員	<p>同じ農地の相続が多いのは何故ですか。</p>
事 務 局	<p>相続が何代にもわたって行われており、今回、そのすべての相続を届出られました。</p>
会 長	<p>他に、ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。</p> <p>日程第7、報告第4号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>受付番号1番について説明します。 土地の所在は城陽市久世、地目は畑、面積は合計で1,561平方メートルです。 譲渡人は城陽市平川 ●● ●●です。 譲受人は京都市下京区 ●●●●●●●●●●です。 資料8に位置図等を添付しております。</p> <p>申請地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は建築用露天資材置場です。 隣接農地はありません。 雨水は砕石敷きの自然浸透にて排水します。 以前から土地の一部を宅地として利用されていたため、顛末書が提出されております。</p>

	<p>環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>管理課からは雨天時の碎石の流出については、迅速に対応願います。</p> <p>文化・スポーツ推進課からは届出の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地古宮遺跡及び横道遺跡の範囲に該当します。届出に記載のある塀の設置工事などで地面を掘削する場合、文化財保護法に基づく事前の届出が必要です。また、今後届出の土地において土木・建築工事等を行う場合についても、埋蔵文化財の保護に関する手続き及び協議が必要になることにご留意ください。</p> <p>との意見が付されております。</p>
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局説明どおりであり、顛末書も提出されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。</p>
事務局	<p>日程第8、報告第5号 農地法第5条第1項の規定による届出について、農地法施行規則第29条第1項を専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号1番について説明します。</p> <p>土地の所在は城陽市上津屋、地目は畑、面積は357㎡のうち192.81平方メートルです。</p> <p>土地所有者は城陽市上津屋 ●● ●●です。</p> <p>申請人は城陽市上津屋 ●● ●●です。</p> <p>転用目的は農業用倉庫建築のためです。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>ご意見・ご質問はございませんか。</p>
●●委員	5条届出ですが、4条届出ではないのですか。
事務局	農地を貸借されている借受人からの申請となりますので、4条届出ではなく5条届出

<p>会 長</p>	<p>となります。</p> <p>他に、ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。</p> <p>日程第9、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを専決しました。受付番号2番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>受付番号2番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 土地の所在は城陽市平川 解約理由は双方合意による解約です。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。</p> <p>以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第3回定例総会を終了致します。</p> <p>続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。</p>

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員